

（側方衝突警報装置）

- 第145条の5** 側方衝突警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の9の告示で定める基準は、協定規則第151号の規則5.（5. 2. を除く。）及び6. に定める基準とする。ただし、協定規則第151号の規則2. 16. の規定中「2. 0m」とあるのは「1. 8m」と読み替えるものとする。
- 2 指定自動車等に備えられた側方衝突警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
  - 3 保安基準第43条の9の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部又は左側に特殊な装備を有する自動車とする。